京都産業エコ推進機構連携事業

# 連携型イノベーション研究開発事業 <企業連携型>

平成24年度 公募要領



**//(i21** 公益財団法人京都産業21

## 目 次

Ι.	事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •
Ⅱ.	<b>応募資格</b> ····································	. 7
Ⅲ.	応募手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 C
IV.	審査·····(1)審査方法 (2)審査基準 (3)ヒアリングの実施及び質問	1 3
<b>V</b> .	<b>採択</b> ·····(1)審査結果の通知 (2)資金支援の方法 (3)資金支援の内容 (4)支払い (5) その他	1 5
VI.	<b>成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	1 6
VII.	中間評価・最終評価・フォローアップ評価 · · · · · · · · · · · · (1)中間評価 (2)最終評価 (3)フォローアップ評価(追跡評価)	1 7
	参考1> 京都イノベーション創出ネットワークのご案内・・・・ 参考2> 京都府元気印中小企業認定制度のご案内・・・・・・・・ 京都産業エコ推進機構のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
	F A Q · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 C
	提案書様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
	参考資料	4 1

#### 連携型イノベーション研究開発事業<企業連携型>公募要領

#### I. 事業の概要

#### (1)目的

本事業は、京都府の補助を受けて創設したもので、市場ニーズの多様化、製品ライフサイクルの短縮化、技術の高度化・複雑化等に対応するため、各社の強みを結集してイノベーション創出を狙う中小・中堅企業を核とした共同研究グループ(以下「グループ」という。)に対して、技術開発・事業化を定額補助金等により支援し、製品開発の加速化・早期事業化の達成を促進するとともに、共同での研究開発を通じた京都企業のものづくり技術の向上や、京都経済の次代を担う新産業・新事業の創出により、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

また、今年度は、『グリーンイノベーション実用化枠』を新設し、新エネルギー、省エネルギー等における技術革新を目指す取組を支援し、わが国の喫緊の課題となっている電気エネルギーの自立化の促進を図ることとしています。

※ 本事業は、平成23年度に実施した「中小企業技術開発促進事業<企業連携型>」 について、対象の拡充等を図り、今年度新たに「連携型イノベーション研究開発事業 <企業連携型>」として実施するものです。

#### (2)応募資格

本事業には、グリーンイノベーションをはじめ、ライフサイエンス・ウエルネス、ICT・コンテンツ等の成長分野において、各社の強みを結集することでイノベーションの創出、早期製品化を狙う中小・中堅企業を核としたグループが応募できます。

京都府内に本社を置く中小企業(以下「府内本社中小企業」という。)の参画は必須。また、補助金は、一定の条件の下で、府内本社中小企業以外にも交付します。詳細は「II. 応募資格」の項( $7\sim10$ ページ)を参照してください。

#### (3)公募する事業の対象範囲

#### 1) 対象分野

今回公募する対象分野は、エネルギー問題の解決に資する研究開発の推進を目指した① グリーンイノベーション実用化枠や、京都が強みを有し、高い成長が期待できる産業分野 である、②環境(一般)関連技術分野、③ライフサイエンス・ウエルネス関連技術分野、④ ICT・コンテンツ関連技術分野、⑤試作関連技術分野において、具体的な製品化を目指 した研究開発について支援します。

したがって、研究開発を開始するための十分な基礎研究、調査等の蓄積があることが前提となります。技術シーズ・知見の研究を本事業の主体とすることはできません。

また、事業化のための生産技術等であって、研究開発要素のあるものは含まれますが、研究開発要素の薄い量産設備等の整備事業は含まれません。

(各分野の想定する技術内容は、41・42ページの参考資料参照)

※ 同一研究テーマでの複数の提案はできませんので、ご注意ください。

#### 2) 各分野の対象範囲

#### ①グリーンイノベーション実用化枠

製品開発上、実証実験が必要不可欠なグリーンイノベーション創出に向けた研究開発を対象とします。

#### 具体的には、

- 補助事業期間中に、実証実験が確実に実施できる見込みがあり(現在実施中の実証 実験を含む。)少なくとも実証実験の結果を反映した試作品等の完成が見込まれる こと。
- 実証実験を行う目的が製品開発上必要不可欠であることが明確であること。

ただし、事業の目的から喫緊の課題である<u>電気エネルギーに係る創エネルギー・省エネルギーに関する研究開発</u>であり、実証実験により電気エネルギーの創出や省エネルギーの効果が具体的に確認できるものとします。また、開発する製品は、原則として工場、事務所、ビル等を対象としたものであることとし、戸建て住宅のみを対象とした製品開発は対象外とします。

#### (例)

太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス利用、太陽熱利用、中小水力発電、振動発電、その他未利用エネルギー分野、送電・変換ロスの低減、蓄電、スマートグリッド、エネルギーマネジメントシステムに必要とされる各種関連技術。

※上記はあくまでも例であり、最終的に電気エネルギーの創・省エネに寄与する様々な研究開発の提案を期待しています。

#### <実証実験に係る注意事項について>

実証実験の遂行に必要な提案グループ以外の協力者との調整は、すべて提案グループの責任により行ってください。

(実証実験機器等を設置する建物の所有者との調整や、系統連携等に関連する電力会社や行政機関・団体との手続きなど)

- ・ 関係法令を遵守し、安全・適法に実証実験を行ってください。
  - ※他の分野で応募され、実証実験を行う場合でも同様の扱いとなります。

また、20ページのFAQについてもグリーンイノベーション実用化枠に関する留意点の記載がありますので参考にしてください。

- ②環境(一般)関連技術分野
- ③ライフサイエンス・ウエルネス関連技術分野
- ④ I C T・コンテンツ関連技術分野

上記分野に関連した具体的な製品化、サービス展開等を前提とした研究開発を対象としています。

#### ※ICT・コンテンツ関連技術分野について

コンテンツ関連については、コンテンツの制作、流通・管理等に必要とされる研究 開発を対象とし、コンテンツ自体の制作費用は事業の対象範囲外とします。ただし、 従来のコンテンツ制作に利用されていなかった技術を利用した先導的コンテンツのプロトタイプ制作等は対象範囲に含まれます。(研究開発の過程で、評価や検証作業等 に必要な場合)

#### ⑤試作関連技術分野

新たな技術の導入に取り組むための試作品開発を通じて、具体的な製品化、サービス 展開等を目指すものを対象としています。また、既に基本的な機能を確認した1次試作 品等が完成した後の、最終的な製品化に向けた生産技術開発でも対象とします。

なお、新たな技術の導入とは以下に例示する内容を含みます。

(例)

- ・コストの低減
- ・現在保有する技術の性能向上
- ・新たな機能の付加、軽量化
- ・少量多品種の試作品開発を効率的に実施するための基盤技術の向上を目指すもの
- ※ 分野の選択に当たっては、提案課題の技術内容に加えて、41・42ページの参考 資料を参照の上、決定願います。

#### (4)資金支援の規模・期間等

区分	分野	補助率	期間	資金支援総額	採択 予定
A コース	<ul><li>①グリーンイノベーション実用化枠</li><li>②環境(一般)関連技術分野</li><li>③ライフサイエンス・ウエルネス関連技術分野</li><li>④ICT・コンテンツ関連技術分野の3分野</li></ul>	定額補助金	2 年 間	1 グループ当たり 3千万円〜1.5億円以内 (25年3月末までの 上限は1億円)	2件 程度 3件 程度
B コ   ス	上記②~④の分野に ⑤試作関連技術分野 を含めた4分野		1 年 間	1 グループ当たり 1千万円〜5千万円以内	2件 程度

注)Bコースへの提案の中で少なくとも1件はICT・コンテンツ関連技術分野から 採択する予定です。

※期間は補助金交付決定の日から、2年間(24ケ月間)、1年間(12ケ月間)となります。

■ Aコース:2年間(24ケ月間)

(例:24年度の補助金交付決定を24年10月とした場合)

①24年度:平成24年10月~平成25年3月末日まで

②25年度:平成25年交付決定日~平成26年3月末日まで

③26年度:平成26年交付決定日~平成26年9月末日まで

※①+②+③=24ケ月間

■ Bコース:1年間(12ケ月間)

(例:24年度の補助金交付決定を24年10月とした場合)

①24年度:平成24年10月~平成25年3月末日まで

②25年度:平成25年交付決定日~平成25年9月末日まで

※①+②=12ケ月間

上記のいずれも、次年度の資金支援に関しては、各年度の2月頃に実施する研究開発の進捗状況等の評価により、継続することが望ましいと判断されるものに限られます。

#### (5)支援対象経費

支援対象経費は以下の項目を基本とします。

(研究開発に直接関係のない間接経費は対象外)

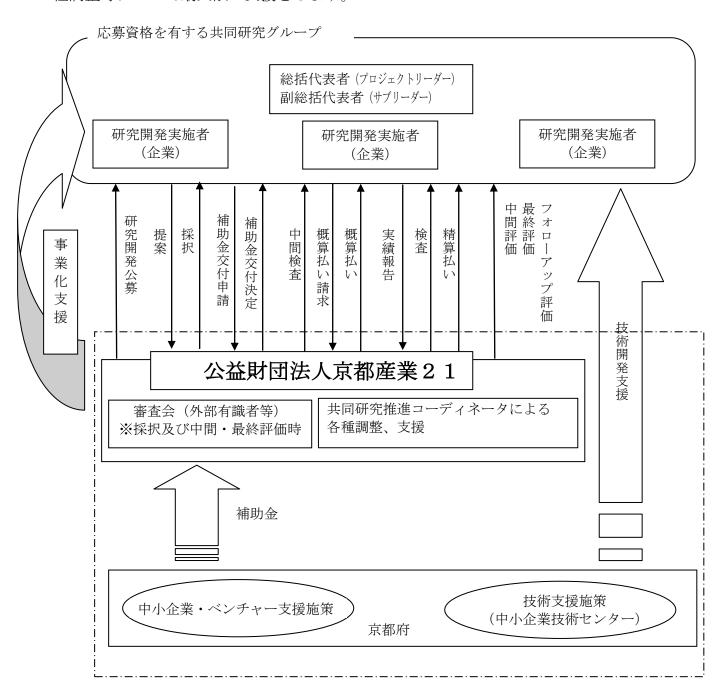
費目	説明
材料費・ 消耗品費	研究開発の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の購入に要する 経費〔例:鋼材、機械部品、電気部品、化学薬品、試験用部品等〕
設備費	研究開発遂行に必要な機械装置・設備、その他備品の製作、購入、 改造に要する経費。また、機械装置等と一体となるソフトウェアも含 まれます。ただし、研究開発の遂行に必要不可欠な機能、規模と認め られるものに限ります。 汎用品の購入を制限するものではありませんが、リースが困難な正 当な理由があり、当該研究開発に必要不可欠な機器についてのみ対象 となります。
直接人件費	研究開発に直接関与する者(役員、研究補助員、臨時雇用者を除く)の時間単価は、最大2,000円を限度として、基本給と諸手当の合計を年間所定労働時間で除した金額と比較して低い方とします。 ただし、所定外労働時間は含みません。
外注費	自社内で加工・製作することが困難な部材や組立、ソフトウェア等について、図面・仕様等を明示した上で外部に依頼する場合に要する 経費。ただし、研究開発の核となる要素すべてを外注することはできません。
その他 直接経費	研究開発に必要な産業財産権の導入・出願等に要する経費、試験費、機器使用料、リース費・レンタル費、ソフトウェア購入費、技術指導受入れに要する費用、研究開発成果の完成度を高めるために行う試作品の展示会への出展費用、上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費。 その他経費は事業化に必要な経費で、数量が個別具体的に把握可能なものとし、間接経費に相当するものは対象外となります。

#### <支援対象経費に関する留意事項>

- ○補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は補助対象外とします。
- ○補助事業実施期間中に発注・契約、納品、支払をしたものが支援対象となります。
- ○グループを構成する各企業においては、グループ内の他の企業への設備・消耗 品等の発注や外注を行うことは、原則として認められません。いわゆる親会社・子 会社等ついても同様です。
- ○提案に当たっては、必要経費について可能な限り精査した額を計上してください。必要額を超えた積算をしている場合は、審査上マイナスとなることがあります。
- ○設備の導入については、使用頻度、必要性、税負担や維持管理コストも考慮の上、調 達方法(リース又は購入)を十分検討して費用を計上してください。

#### (6)事業の仕組み

事業提案の募集、審査を経て、採択します。採択された提案に対しては資金支援とともに、公益財団法人京都産業21(以下「産業21」という。)の担当コーディネータが各種調整等について最大限の支援をします。



#### Ⅱ. 応募資格

応募は、以下の要件を満たすグループのみが行えます。

#### (1) グループの資格要件

府内本社中小企業に加えて、さらに1社以上の企業の参画を必須条件とします。また、 府内本社中小企業又は府内に本社を置く中堅企業(以下「府内本社中堅企業」という。) のいずれかがグループの代表企業であることが必要です。なお、グループ構成員は以下の とおりです。

- ①府内本社中小企業<必須>
  - a) 京都府内に本社を置く中小企業の参画を必須とします。
  - b)参画する中小企業の役割は、研究開発に必要不可欠な役割を担うなど、主体的な関わりをもって共同開発を推進するとともに、その成果・効用を自社又はグループを構成する他の企業が利活用できることが必要です。

#### ②グループを構成する企業及び補助金交付要件

本社の所在地や中小企業、中堅企業、大企業の区分は問いません。ただし、府内に本社又は研究所、工場等、提案内容の研究開発を遂行する拠点がある場合のみ補助金の交付対象企業となります。

- ※実質的に、いわゆる「親会社」「子会社」の関係にある場合は、両社を1社とみなし、補助金交付先はいずれかとなります。
- ※「本社を置く」「拠点がある」場合とは、原則、提案者の登記簿謄本に記載されていることが必要です。
- ○中小企業の範囲(本制度独自に以下の定義とします。)

資本金基準又は従業員基準のいずれかを満足する企業。

主たる事業として営んでいる業種	<資本金基準> 資本金の額又は出資の 総額	< 従業員基準> 常時使用する従業員の数 (注1)
製造業その他(下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5 千万円以下	100人以下

(注1)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。 (注2)以下の項目に該当する場合は、それぞれ本制度独自に定める中堅企業又は大企業とみなし、除く。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の中堅企業又は大企業の 所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の中堅企業又は大企業の 所有に属している法人
- ・中堅企業又は大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以 上を占めている法人

ただし、以下に該当する者については、中堅企業又は大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関と基本約定書を締結した者(特定 VC)
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

○中堅企業の範囲(本制度独自に以下の定義とします。)

上記の中小企業以外の企業のうち、直近の決算又は過去3年の決算の平均において売上高が400億円以下の企業。なお、上記(注2)に記載する内容について、「中堅企業又は大企業」を「大企業」に読み替え、準用する。

○大企業の範囲(本制度独自に以下の定義とします。) 上記の中堅企業の基準を超える企業。

#### <応募可否と補助金交付可否>

区分	本社の所在地 (本店登記)	京都府内における 研究所、工場等 開発拠点の有無	代表企業 としての 資格	応募に当た っての構成 員資格	補助金交付
	京都府内	京都府内に拠点 有	0	0	0
中小企業	(参画必須)	京都府内に拠点 無	0	0	0
十八正未	京都府外	京都府内に拠点 有	×	0	0
	水和がノド	京都府内に拠点 無	×	0	×
	京都府内	京都府内に拠点 有	0	0	0
中堅企業		京都府内に拠点 無	0	0	0
「至正未	京都府外	京都府内に拠点 有	×	0	0
		京都府内に拠点 無	×	0	×
	京都府内	京都府内に拠点 有	×	0	0
大企業	<b>分</b> 代付われまたす	京都府内に拠点 無	×	0	0
八止未	京都府外	京都府内に拠点 有	×	0	0
	7.0	京都府内に拠点無	×		×

注) 法人格のない個人事業者についても中小企業の参画とみなしますが、代表企業としての 資格はありません。

#### <応募可能な例:先頭は代表企業、()の中は補助金交付可否>

ア:府内本社中小(○)+府外中小(府内拠点有:○)+府外大(府内拠点無:×)

イ:府内本社中堅(○)+府外大(府内拠点有:○)+府内本社中小(○)

ウ:府内本社中小(○)+府外大(府内拠点無:×)

工:府内本社中堅(○)+府外中堅(府内拠点有:○)+府内本社中小(○)

才:府内本社中小(○)+府外中小(府内拠点有:○)

#### <応募に関するその他留意事項>

- 協同組合を一つのグループとして応募はできません。
- 大学等研究機関については、グループの構成員として扱いません。ただし、グループを構成する各企業が、補助金を原資として受託研究契約や共同研究契約を個別に大学等研究機関と締結することを妨げるものではありません。
- 代表企業(府内本社中小企業又は府内本社中堅企業)について、府外への本社移 転や今後移転の検討を開始することが明確な場合は、地域経済活性化という政策上 の趣旨から代表企業としては認められません。また、府外企業についても、府内の 研究所、工場等の拠点について、府外への移転等が明確な場合は、補助金交付の対 象となりません。
- 国や他の自治体等による競争的研究資金において、不正経理や不正受給を行った ことがある企業や、法人税等の滞納がある企業は原則応募資格がありません。
- 京都企業創造ファンド(JAIC-京都ものづくりVB育成投資事業有限責任組合)において支援を受けている企業については、本事業の補助金交付を受けられない場合がありますので、個別にご相談ください。
- クリエイション・コア京都御車及び同志社大学連携型起業家育成施設(D-egg)に入居の企業については、本事業の補助金交付を受けられない場合がありますので、応募の際には個別にご相談ください。
- 京都企業戦略的共同研究推進事業、中小企業技術開発促進事業(企業連携型)による補助金交付(両事業による事業化可能性補助金は除く)を受けた企業は、補助金交付対象企業としての応募はできません。

#### ③総括代表者、副総括代表者<必須>

グループには、総括代表者(以下「プロジェクトリーダー」という。)、副総括代表者(以下「サブリーダー」という。)を置くことが必要です。

プロジェクトリーダーは研究開発の計画、実施及び成果管理を総括する役割で、 全体をマネジメントし、本事業に係る全責任を有する者とします。

プロジェクトリーダー若しくはサブリーダーのどちらか1名は、グループの代表 企業 (府内本社中小企業又は府内本社中堅企業) が担当してください。

#### (2)提案者

グループの代表企業(府内本社中小企業又は府内本社中堅企業)と、グループを構成するすべての企業(補助金交付要件に係わらず)の連名で提案してください。 なお、補助事業実施期間の途中でも、以下の要件等を満たさなくなった場合、グルー

プとして、採択の取消しや支援の中止をすることがありますので留意してください。

- ① 代表企業はグループとしての研究開発全体に係る進行管理及びとりまとめを行い、 グループを構成するその他の企業も、共同研究の円滑な遂行に向けて、各社とも相互 に誠意を持って協力し、製品開発後に想定する適切な成果配分にも十分な調整・合意 をすること。
- ② グループを構成する各企業が、研究開発に係る自社の役割についての進行管理、経理管理、財産管理等一切の責任を負うこと(補助事業実施期間終了後も含む)。また、補助事業実施期間中における不測事態への対応と処理を行い、研究開発を貫徹する能力を有すること。

#### (3)研究開発提案内容及び研究開発実施体制に関する資格要件

- 1)研究開発提案内容
  - ①他の公的機関から重複して資金支援を受けていない研究開発であること。
  - ②他社の知的財産権を侵害しないことを確認済みであること。

#### 2)研究開発実施体制

①プロジェクトリーダー及びサブリーダーの適性

プロジェクトリーダー及びサブリーダーは次のいずれにも該当すること。

- a)高い事業化能力を有し、研究開発の企画立案並びに実施及び成果管理のすべてについて総括を行う能力を有していること。
- b) 当該研究開発のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- ②グループの財政的健全性及び管理能力・体制

当該研究開発を遂行できる財政的健全性を有していること。また、グループ構成員相互の関係を調整し、事務的管理及び研究開発成果を活かし事業化する能力を有しており、かつ、そのための体制が整備されていること。

③各企業の開発体制及び能力

当該研究開発に参加する各企業に研究開発を行うための体制が整備されており、開発能力があること。

④その他

グループ構成員相互が地理的に著しく離れている場合には、具体的な連携方法が明確であること。

#### Ⅲ.応募手続

#### (1)応募

- ①提案書様式
  - a)提案書様式は、本公募要領によるものを使用してください。また、提案書様式は 以下のホームページからダウンロードが可能です。

#### http://www.ki21.jp/josei/kyodo/h24/

- b)提案書の用紙の大きさは、A4判、片面印刷でお願いします。
- c)記入は内容の正確を期すため、Wordを使用し、判読し易く作成してください。
- d)提案書は日本語で作成してください。
- e) 通しページは【様式1】を1ページとし、提案書下中央に打ってください。
  - ※ 提出書類は審査、採択、管理等の本事業に必要となる一連の業務遂行のために のみ利用し、提案者の秘密は保持します。なお、提案書等の返却はいたしません。 (参考:個人情報保護指針は産業21のホームページで公開しています。)

#### ②提出書類

- a)提案書 2部 (【様式10】は添付資料に含めても可)
- b) CD-R 1枚(提案書の内容がすべて記録されたもの。Wordで保存)

#### ③添付資料

提案に当たっては、以下の書類が必要となります。

- a)グループを構成する各企業の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(各2部。うち1 部はコピー可。)
- b)グループを構成する各企業の直近の決算(営業)報告書(1期分)又はそれらに 準じるもの(各2部)
- c)株主一覧表 (グループを構成する各企業の出資者及び出資額の一覧が記載されている書類)(各2部)
- d)【様式9】に記載の特許(合計最大3件)の出願書類の写し(各2部)なお、出願準備中の特許や、該当するものがない場合は添付不要です。
- e)グループを構成する各企業の概要がわかるパンフレット等(各2部)
- ※個人事業主の場合は、上記のほか、開業届(写)又は税申告書(写)(各2部)

#### 4)注意事項

- a)提出書類に不備がある場合や、受領後の精査の結果、応募資格がないことが判明 した場合には、審査対象とならないことがありますので、ご注意ください。
- b)他の公的機関の採択等との重複を確認するため、同一テーマ又は類似のテーマの申請を行っている場合若しくは過去に採択された場合は、【様式3】®に必要事項を記入してください。

#### (2)応募受付期間

#### 平成24年4月9日(月)~6月12日(火) 午後5時必着(郵送又は持参)

※郵送等の場合、配達等の都合で締切時刻までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付されるようご注意ください。

なお、電子メールやFAXによる提出は受け付けません。

【様式10】及び添付資料については、グループを構成する各企業が個々に提出していただいても構いません。

(留意事項)

- ・1社でも提出が遅れた場合、受付期間内に提出がなかったものとして扱います。
- ・必ず、提案書の【様式1】写しを同封してください。

#### (3)提出・問い合わせ先

本公募に係る提出書類は、郵送又は持込によりご提出ください。提出先及び本件に関する問い合わせ先は次のとおりです。なお、問い合わせは、原則電子メール又はFAXでお願いします。

※受付時間:月~金曜日(祝祭日を除く) 午前9時~午後5時

○公益財団法人 京都産業21 連携推進部

**T**600-8813

京都市下京区中堂寺南町134(京都府産業支援センター内)

TEL: 075-315-9425 FAX: 075-314-4720

電子メール sangaku@ki21.jp



#### (提出のみ) 公益財団法人 京都産業21北部支援センター

<del>T</del> 627-0004

京丹後市峰山町荒山225

TEL: 0772-69-3675 FAX: 0772-69-3880



#### (4)公募説明会の開催

本事業の内容、応募に当たっての手続き等についての公募説明会を実施しますが、応募資格として出席を義務づけるものではありません。

#### (5)ホームページの掲載URL

本公募要領は、以下のホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。 また、提案書作成の作業効率向上のために、表形式の部分については Excel ファイルを 用意しておりますのでご活用ください。(あくまでも作業用であり、提出の際は、所定の Word 様式でご提出ください。)

ホームページアドレス http://www.ki21.jp/josei/kyodo/h24/

#### Ⅳ. 審査

#### (1)審査方法

提案内容の審査は、外部有識者等で構成される審査会で行います。

審査会は非公開で行われ、審査経過及び審査結果に関するお問い合わせには応じられません。

#### (2)審査基準

審査会は、A、Bコースとも共通の視点として、研究開発成果の事業化可能性及び早期実効性に最も重点を置いて審査します。その他、概ね以下の項目を基に総合的に審査します。

#### 1)新規産業創出の観点からの評価

研究開発成果が試作品製作段階に留まるものではなく、実際に新規産業の創出に 向けて事業化を目指す研究開発であること。

なお、「事業化」とは製品開発の完了、又は、製品開発の完了までの工程中に特に 解決困難な技術的課題が想定されない状態、或いは、市販まで至ったものを指します。 (コンテンツ関連技術分野については、「製品開発の完了」を今回の研究開発の成果 により、コンテンツ自体の制作、流通、管理等が実現可能な状態になること、として 扱います。)

#### 2) 事業化可能性及び早期実効性の評価

①予想される市場規模及び市場占有率の妥当性

予想される市場において、今回開発する製品が競合製品に比べ価格的・性能的 に優位性があり、かつ予想市場規模及び市場占有率が妥当であること。

#### ②事業化計画の明確化・妥当性

補助事業実施期間終了後の製造・サービス、販売、市場獲得等の事業化計画が 具体的であり、かつ、その想定する製品スペックや価格が、現在及び近い将来の 市場動向等から見て妥当であること。

#### ③参加企業の事業化能力

グループを構成する各企業の資金、人材、技術等の経営資源が役割分担に相応 しく十分に備わっていること。

#### 3)研究開発内容の評価

①研究開発の目的・目標の妥当性

製品開発等の観点から、研究開発の目的・目標が当該事業分野での最近の技術 水準や今後の技術トレンド等と比較して適切であること。

#### ②研究開発内容の妥当性

研究開発目標を達成するために、研究開発課題が明確に抽出されており、その課題の解決方法やスケジュールなど、開発全体が適切であり、整合性が図られていること。

#### ③開発体制及び技術者の開発能力の妥当性

グループを構成する各企業の協力関係や役割分担が明確であり、開発体制及び 技術者の開発能力が提案課題の実施上妥当であること。

#### ④研究開発費の妥当性

開発費提案額が研究開発計画等に照らして妥当であり、代表企業をはじめグループを構成する各企業の役割分担や研究内容に応じて適切な経費が計上されていること。

#### ⑤研究開発内容の新規性

開発内容に新規性があり、かつ研究開発を開始するために十分な基礎研究、調査等の蓄積があること。

#### 4)地域経済への波及効果等

①地域産業界への経済的効果

開発の成果が、地域経済の活性化や新規雇用創出等に寄与することが期待できること。

また、グループを構成する企業間において、役割分担の内容や人的資源・技術面等の寄与度から見て、特定の企業に不利益がないこと。

#### ②中小企業への波及効果

開発の成果により、中小企業が保有する技術の活用、技術力向上、販路拡大等の波及効果が期待できること。

※なお、Bコースの試作関連技術分野においても以下の点を考慮の上、同様の審査基準とします。

補助事業実施後、少なくとも下記の条件をすべて満たす試作品の完成が確実に見込まれること。

- ア 顧客に対し実演(デモ)が可能で、商品化の計画(販売時期、販売見込み価格、付加できる機能等)について説明出来るレベルであること。
- イ デモは、単に『動く』だけではなく、従来技術・商品と比較して優位性を説明で きるレベルであること。
- ウ 販売に必要な規制・規格をクリアしていること。また、使用時の安全性、商品と しての基本的要件に関する課題が解決されていること。
- エ 特許出願等、当該試作品を活用した事業化の遂行に不可欠な産業財産権の確保 が、事業化計画に応じた適切な段階で講じられていること。

#### (3)ヒアリングの実施及び質問

公募締切後、提案内容の審査において、必要に応じて産業21と中小企業技術センター等の京都府関係者がヒアリング等を実施いたします。また、その際、資料の提出を求めることがあります。

#### Ⅴ. 採 択

#### (1)審査結果の通知

審査結果については、産業21から文書でグループの代表企業へ通知します。この審査結果に関するお問い合わせには応じられません。

#### (2)資金支援の方法

採択された提案者には、各社からの補助金交付申請に基づき各社毎に補助金を交付決定 します。(補助金交付対象企業のみ)

なお、補助金交付決定により必ずしも資金支援の額が確定するものではありませんので 注意願います。

#### (3)資金支援の内容

①産業21が資金支援する対象費用は、5ページの記載する費目で製品開発・事業化を図るための研究開発に直接必要な経費とします。

#### 「補助対象外経費の例〕

- ・通常の生産活動のための設備投資の費用、家賃等
- ・販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費(研究の一環として実施する評価用 テスト販売を除く)
- 不動産の購入費
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用
- ・金融機関などへの振込手数料
- 旅費、運送料、運搬料
- ・京都府が設置した公設試験研究機関に対する支出
- ※上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費。補助 対象可否について不明点がある場合は事前にご相談願います。
- ②本事業に係る資金支援は、各社の強みを結集してイノベーション創出を狙う中小・中 堅企業を核としたグループに対して、資金を提供し、製品開発の加速化・早期事業化 の達成を支援するものです。従いまして、製品販売等の確実な成果を出していただく 必要があります。
- ③本事業関係者は、この趣旨を十分理解し、効果的・効率的な研究開発に資金を集中し、 事業化等に最大限努めるものとします。
- ④事業の適正な進行管理を図るため、本事業の趣旨に合わない反社会的な行為や公的資金の投入にふさわしくない資金使途が判明した場合、又は研究開発の成果が期待できないと判断された時は、直ちに資金支援の打ち切り等を行います。

#### (4)支払い

支払いは原則精算払いとします。なお、必要に応じて年1~2回の概算払いを請求することができます。ただし、概算払いの請求額は、採択後に、研究開発実行計画やグループを構成する各企業の経費執行計画を元に協議の上決定します。また、直接人件費に関しては、すべて精算払いとします。

#### (5)その他

- ①採択案件は、プレス発表など必要に応じて研究開発内容の要約を公表します。
- ②採択案件に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業実施期間終了年度の翌年度から5年度間は保存しなければなりません。
- ③採択後は、提案企業間で、補助事業への協力や秘密保持等を定めた共同研究契約を締結していただきます。

#### VI. 成果

#### (1)実績報告書

補助金の交付決定期間終了毎に、実績報告書を提出していただきます。

#### (2)成果の帰属

研究開発を実施することにより発生した特許権等の知的財産権など成果の帰属先は、 以下の3項目を遵守していただくことを条件に、提案者となります。

- ①知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、遅滞なく産業 2 1 に報告すること。
- ②補助事業実施期間終了以降、翌年度から起算して5年度までの期間に事業化等による利益が生じた場合は、支援金額を上限として、産業21との調整により本補助金の寄与率、要した減価償却費、運転資本の増加、設備投資等を考慮した基準納付額を算出の上、その1/2を産業21に納付すること。
- ③相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、産業21が特に必要があるとして要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと。

#### (3)成果の事業化

成果を事業化することが最大の目標であり、グループ関係者は積極的な事業活動に努めることはもとより、京都府産業支援センター(産業21及び中小企業技術センター)が研究開発案件毎に最大限の支援をします。

#### Ⅲ、中間評価・最終評価・フォローアップ評価

#### (1)中間評価

研究開発の進捗状況等については、その効率的で効果的な推進に資するため、必要に応じて産業21と中小企業技術センター等の京都府関係者が進捗ヒアリングを行い、資金支援の継続に関する協議を求めることがあります。その際、研究開発の大幅な計画変更と認められる場合や計画全体の大幅な遅延等が予測される場合には、随時、審査会を開催し、変更内容の妥当性や支援継続の可否について評価を行う場合があります。

また、年度末(2月頃)には外部有識者等で構成される審査会によって実施状況の評価を行います。

なお、評価の結果によっては、計画変更等が支援継続の条件となる場合又は資金支援 の打ち切りや支援金額の減額がされる場合もありますのでご留意ください。

#### (2)最終評価

補助事業実施期間終了時には、全体計画に照らして、事業化の蓋然性、達成度等、最終評価を行い、その結果を公表します。また、事業展開に支障の無い範囲で、産業21 が開催する成果発表会等に協力していただくことがあります。

#### (3)フォローアップ評価(追跡評価)

フォローアップ評価(追跡評価)として、補助事業実施期間終了年度の翌年度から5年度間は、その後の事業化の進捗状況や成果の波及効果などについて所定の様式により、報告することが必要となります。

#### <参考1>

#### 京都イノベーション創出ネットワークのご案内

『京都イノベーション創出ネットワーク』(通称:KIC-Net・キックネット)とは、京都企業の皆様の技術開発促進を願って設置する会員制ネットワークです。

技術をキーとした企業間の交流プラットフォームとして、京都企業の強みや知恵の融合を図るきっかけづくりを目指しています。KIC-Net を通じて新たな共同研究プロジェクトを創出し、新たな製品の早期開発や京都の産業技術基盤の向上を目指しています。

このKIC-Netにおいては、コーディネータによる技術面等の支援のほか、事業化可能性検証や市場動向調査、特許調査等により、新たな共同開発プロジェクトを創出し、製品の早期開発や、すでに計画中のプロジェクトを加速するために様々な支援メニューをご用意しています。

#### 支援メニュー

- 1 共同開発の前、あるいは進行中のプロジェクトの事業化可能性をあらかじめ実験・検証したい→事業化可能性検証支援
- 2 共同開発の前、あるいは進行中のプロジェクトが対象としている市場の動きを調べておきたい→市場動向調査支援
- 3 共同開発の前、あるいは進行中のプロジェクトに関連する知的財産権を調査した い→先行文献調査支援
- 4 会員専用サイト等オンラインツールの提供 →会員企業の求めるニーズ(技術課題)、保有する強みを閲覧可能。セキュリティに 配慮したコミュニケーションツールも用意
- 5 情報発信・収集支援
  - →会員企業の「強み」をポータルサイトでPR。京都産業 21 や京都府等による技術 開発補助制度等の各種支援施策の情報提供
- 6 マッチング、プロジェクトの推進支援
  - →京都産業 21 と京都府中小企業技術センターが連携してマッチング、事業化を支援

KIC-Netの詳細・入会は下記URLからご覧いただけます。 http://kic-net.jp/

KIC-Netは、京都企業(京都府内に本社又は工場、研究所等拠点を置く企業)の連携を積極的に推進するために設けられたネットワークです。 ご興味のある方は、上記 URL にアクセスいただき、是非ご参加ください。 (入会・年会費とも無料)

#### <参考2>

#### <u>京都府元気印中小企業認定制度のご案内</u> (京都府中小企業応援条例に基づく認定制度)

本補助金に採択された府内本社中小企業の提案(事業計画)については、一定の手続きにより、京都府中小企業応援条例に基づく認定を受けることができます。 (詳細は、採択の後、お知らせいたします。)

#### ○認定制度の概要

中小企業者が自社の技術等の「強み」を生かし、得意分野でオンリーワンをめざすなど、新たな事業展開を図るために作成する「研究開発等事業計画」を京都府知事が認定する制度

#### 〇各種支援施策等

認定された場合、一定の期間、以下の支援施策が利用できます。

- · 京都府中小企業融資制度
- ・不動産取得税の軽減措置
- ・イノベーション基盤育成事業(設備投資補助)、 クール京都事業(販路開拓補助)の優先取扱い
- ・京都府中小企業新技術開発応援制度(中小企業チャレンジ・バイ)

京都府元気印中小企業認定制度の詳細は下記URLからご覧いただけます。 http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/1177388457956.html

## 京都産業エコ推進機構のご案内

オール京都の産学公により「新たなエコ産業創出」及び「中小企業のエコ化」を図る プラットフォームとして、関係機関と連携し事業を推進しています。

(公益財団法人京都産業21は運営委員及び支援会員として参画しており、本公募に関しても、主体的に業務を担います)

#### 〇発 足

平成20年7月29日

#### ○主な事業

- 環境共生型産業創出事業(人材育成事業)
- ・京都力結集エコ住宅実証・普及プロジェクト事業
- ・京都エコスタイル製品認定事業
- ・情報発信・会員交流事業

京都産業エコ推進機構の詳細・入会は下記URLからご覧いただけます。

http://www.kyoto-eco.jp/

ご興味のある方は、上記 URL にアクセスいただき、是非ご参加ください。

(入会・年会費とも無料)

#### FAQ

#### <共通事項>

Q1:事業計画上、1年間(Bコース)で6000万円の提案をしたいが応募可能か。

A:応募は可能です。ただし、5000万円は補助金対応で、自己負担 1000万円として扱います。なお、2年間(Aコース)で 6000万円の提案は、支援対象経費について全額補助対象として提案可能です。

Q2: 府内本社中小企業A社+他府県企業B社(<u>京都に拠点がない</u>) の場合でも応募は 可能か。

A:応募自体は可能です。ただし、補助金の交付対象としては、A社のみが対象となります。また、この場合でも、A社がB社に外注は原則としてできません。

Q3:いずれも府内本社企業で、中小企業A社、中堅企業B社、B社の子会社である C社で応募した場合、補助金交付はどうなるか。

A:補助金交付先はA社と、B社又はC社のいずれか1社になります。

※上記Q3における「子会社」とは、財務面での観点では本公募要領の7ページ「中小企業の範囲」において、(注2)に該当する場合を想定しており、事業方針等の意思決定面では、役員総数の2分の1以上を他の企業の役員や職員が占めている法人等を想定しています。(代表取締役が同じ場合など実質的にC社の意思決定をB社が左右していると認められる場合は上記扱いとなります。)

Q4: 府外企業の補助金交付要件となる、「研究所、工場等の拠点」には、営業所や事務処理のみを行っている支社なども含まれるか。

A:一般的な営業所や事務処理のみを行っている支社は含まれません。ただし、「○○研究所」「○○工場」という名称のみで判断するものではなく、登記簿上の記載や、提案内容の研究開発を遂行する上で必要十分なスペースと研究メンバーの体制が恒常的に整備されている場所があれば原則として拠点として扱います。

Q5:「直接人件費」の時間単価の算出方法を具体的に示してほしい。

A:基本給と諸手当の合計を年間所定労働時間で除した金額と、上限 2000 円を比較して、低い方となります。ただし、提案時には、厳密な時間単価の計算は不要であり、一律 2000 円として計算していただければ結構です。(採択後の補助金交付申請時には別途調整します。)

Q6:大学との共同研究や受託研究の費用は、どの費目に計上すればよいか。

A: その他直接経費で計上願います。

Q7:「その他直接経費」に、展示会への出展費用とあるが、出展に伴う運送費や旅費も対象か。

A:出展ブースの小間料を対象としており、運送費や社員の展示会場への旅費は対象となりません。

Q8:購入した設備について、事業完了後の取扱いはどうなるのか。

A:所有権は購入された企業に帰属します。研究開発終了後、そのまま生産設備に活用したい場合は、当方が研究開発の完了を確認すれば、所定の手続きを経た上で、生産設備に転用することが可能です。その場合も補助事業実施期間終了年度の翌年度から5年度間は処分(売却・譲渡等)できません。

Q9:分野が2つの分野にまたがる場合は、いずれの分野で応募すればよいか。

A:公募する対象分野は、いずれも京都府が推進している分野です。分野に、有利・不利 はありませんので、提案者が最も相応しいと思われるいずれか1つの分野を選んでくだ さい。

Q10:「他の公的機関等から重複して資金交付を受けていない研究開発」とあるが、他の公的機関等から似通ったテーマで資金交付を受けている場合は、どう判断すればよいか。

A:公的資金の重複投資を防止する意味で同一テーマでの提案を禁ずるもので、他の公的機関から補助を受けていても棲み分けの区分が明確であれば、提案が可能な場合がありますのでご相談ください。

#### <グリーンイノベーション実用化枠関連>

Q11:「実証実験」の定義は何か。例えば、自社の研究室内で、長時間触媒反応の耐久性を試験するような場合も該当するのか。

A:該当しません。「実証実験」とは、開発する製品・技術などを「実際の場面」で使用し、実用化に向けて問題点の検証や性能向上等の効果測定などをすることと考えます。 なお、補助事業実施期間中に「実証実験」を行い、結果を反映した試作品を完成させればよく、初期段階で例示のような実験があっても差し支えありません。また、環境(一般)分野としての応募も可能です。

Q12: 実証実験を、自社所有のビル等で行う場合でも、対象となるのか。

A:可能です。

Q13: 実証実験により設置した機器等は、補助事業期間中に必ず撤去しなければならないのか。

A:撤去期間に定めはないが、研究開発が完了した際には原則撤去してください。 なお、補助事業期間内に撤去する場合は、補助金で開発・設置した部分については撤 去費用に補助金を充当することは原則可能です。一方、補助事業期間外に撤去する場合 は、補助金の対象にはなりません。また、補助事業実施期間終了年度の翌年度から5年 度を経過するまでは原則処分(売却・譲渡等)はできません。 Q14: グリーンイノベーション実用化枠と環境(一般)関連技術分野との違いは何か。

A: グリーンイノベーション実用化枠は、実証実験とその結果を反映した試作品等の完成 が必須であり、また、研究開発内容が最終的には電気エネルギーに関しての創エネ・省 エネに寄与するものに限定しています。

したがって、上記以外の実証実験を伴わないエネルギー関係や、CO2削減、廃棄物処理関係などは環境(一般)関連技術分野へ提案可能です。

- Q15: 実証実験は電気エネルギー創出まで行うが、提案グループが製品化・事業化を狙う範囲が、電気エネルギー創出に至るまでのプロセスにある場合は応募可能か。 (例)
  - ①廃棄物処理→②熱エネルギー→③蒸気エンジン利用→④発電機
  - ※実証実験は①から④のトータルで実施するが、開発対象が①②の場合

A:可能です。ただしQ11のとおり、実証実験が「実際の場面」での使用を想定するものである以上、製品販売が電気エネルギーの創出等に寄与するものであることが前提です。

Q16:既に開発・上市済みの製品を実証実験に使用し、その結果を踏まえて改良した試作品を開発したい場合でも提案は可能か。

A:可能です。

Q17: 実証実験の設備設置のために、国や京都府の他の補助金制度を併用することは可能か。

A:本補助金で購入した設備を対象に、他の補助制度の利用はできません。補助対象事業 による経費と他の執行経費とを明確に区分ができる場合は可能です。

# 連携型イノベーション研究開発事業 <企業連携型>

## 提案書 様式

※Aコース(2年間)・Bコース(1年間)共通です。

※A コースの「グリーンイノベーション実用化枠」のみ【様式3補足資料】が必要です。

## 提出書類チェックシート

■提出漏れがないか、また指定枚数内で記載されているかどうかチェックして同封してください。

テーマ名:		

	チェック欄	提	出物	
提出書類(2部)		提案書(表紙) 提案書概要 技術開発内容等説明書 ※グリーンイノベーション実用化枠のみ事業計画 販売計画 提案総額内訳表 プ゚ロジェクトリーダー・サブリーダー経歴書 構成メンバー一覧表 特許リスト 提案企業の概要	(【様式1】: 2枚) (【様式2】: 1枚) (【様式3】: 6枚以内) (【様式3】: 6枚以内) (【様式4】: 2枚以内) (【様式4】: 2枚以内) (【様式5】: 1枚) (【様式5】: 1枚) (【様式7】: 2枚) (【様式7】: 2枚) (【様式8】: 1枚) (【様式9】: 1枚) (【様式10】: 必要枚数)	
		CD-R 提案書の内容がすべて入力さ	れたもの (1枚)	
添付資料		提出書類チェックシート(1枚) (本紙) 各企業の登記簿謄本(履歴事項全部証明書。発行後3箇月以内のもの。) (各2部。うち1部はコピー可) 各企業の直近の決算(営業)報告書(1期分)又はそれらに準じるもの(各2部) 各企業の株主一覧が記載されている書類(各2部) 【様式9】の記載に対応した特許の出願書類の写し(各2部) 各企業の概要がわかるパンフレット等(各2部)		

- ■通しページは【様式1】を1ページとし、提案書下中央に打ってください。
- ■各様式は、<u>枚数を厳守</u>してください。
- ■CD-Rは、代表企業名、テーマ名がわかるようにしてください。

【様式1】

平成 年 月 日

## 提 案 書

公益財団法人京都産業21 理事長 石田 明 様

押印は不要です。 グループを構成する企業の連名で記載

提案者 (代表企業)

府内本社の中小企業又は中堅企業のみ

	企業名 <u>:</u>
※区分の欄には、公募要領の定義により、「中小企業」 「中堅企業」又は「大企業」と記載願います。 また、提案者に補助金交付対象外企業が含まれる場合 は、〇〇企業の後に「交付対象外」と記載願います。	→区 分 <u>:</u> 住 所 <u>:</u> 〒 役 職 <u>:</u> 氏 名 <u>:</u>
<b>※提案者はグループの構成企業の数だけ適宜追加願い</b> ます。	提案者  企業名:  区 分:  住 所: 〒  役 職:  氏 名:
	提案者 企業名 <u>:</u> 区 分: 住 所 <u>:</u> 〒 役 職 <u>:</u> 氏 名 <u>:</u>

連携型イノベーション研究開発事業<企業連携型>について、下記のとおり提案します。

記

1. テーマ名

事業内容を的確に表現した簡潔な名称を記載

2. 分野・事業期間

(記載例) Aコース 環境 (一般) 関連技術分野 ・ 2年間

#### 3. 提案事業費

	提案事業費総額 <u>(消費税込)</u>	内支援対象額 <u>(消費税抜)</u>	内支援希望金額 <u>(消費税抜)</u>
平成24年度	千円	千円	千円
平成25年度	千円	千円	千円
平成26年度	千円	千円	千円
合計	刊	千円	千円

他の様式との整合 性と、税抜・税込 の違いに注意して ください。

年度と技術開発期間の関係や全体のスケジュール感については、I. 事業の概要(4)資金支援の規模・期間等を参照願います。

※千円未満切り上り

また、Bコース(1年間)の場合は、平成 26年度の行を削除 願います。

4. 担当者(窓口)

企業名: 住 所:〒

役 職: 氏 名:

TEL: FAX:

電子メール:

5. 総括代表者 (プロジェクトリーダー)

企業名: 役職: 氏名:

TEL: FAX:

電子メール:

6. 副総括代表者(サブリーダー)

企業名: 役職: 氏名:

TEL: FAX:

電子メール:

※留意点 提案書は、図表を含み24ページの「提出書類チェックシート」に記載の枚数以内 (A4判)にまとめてください。

#### 【様式2】 提案書の全体概要を、1枚(A4サイズ)に要約して記載ください。

## <提案書概要>

代表 企業名		その他の 提案企業名	
テーマ名		事業内容を	的確に表現した簡潔な名称を記載
分野	野・事業期間	(記載例)	Aコース 環境 (一般) 関連技術分野 ・ 2年間

1.事業(研究開発)の背景及び当該分野における研究開発動向
2.研究開発の内容と目標
(1) 研究開発の内容
   (2)補助事業終了時に達成すべき技術目標値
3.事業化の計画
(1) 販売計画
   (2) 予想される市場規模・占有率
4.提案者間の協力関係
提案者間の役割分担、協力関係について記載

注) 採択が決まった場合は、本提案書概要を基に事前に内容確認の上、公表用に使用します。

#### 【様式3】 **【様式3】全体で6枚以内としてください。**

#### 研究開発内容等説明書

①事業(研究開発)の背景及び当該分野における研究開発動向

事業を実施する上で、提案者の強みと思われる社会的・経済的・技術的背景を踏まえ、応募テーマに関連・類似する最新の技術水準や今後のトレンド、また、国内外の研究開発動向をもとに、 応募テーマとの関係や相違点について明瞭に記述してください。

②研究開発の内容

#### 事業を達成するために、

- ① どのような技術・知見を活用し、研究開発をどのような方法で行うのか
- ② そこには<u>どのような研究開発課題</u>があり、それを本提案の研究開発方法で<u>どう解決する</u>の かを明瞭に記述してください。

③技術目標値

【様式4】に記載の各年度の目標設定の根拠を明瞭かつ具体的に記述してください。

④当該研究開発の代替技術・競合商品

今回の提案に際して代替技術・競合商品・サービスを記入してください。また、その技術等に対して改善性にすぐれていること、性能面や価格など、今回提案の優位性、強みを具体的に記入してください。

また、国内外他社における類似特許との関係、抵触等の可能性などについても記述してください。

#### ⑤販売計画等

【様式 5 】に記載の数値根拠を明瞭かつ具体的に記述してください。 販売計画を、生産・販売・市場獲得などの具体的な事業内容を反映して、記述してください。

また、販売以外での地域経済・社会に貢献する要素についてアピールしたい点があればここに記載 してください。

想定する市場における競合製品・代替手段等に対する本製品等のシェアの推移の見通しの根拠を 記述してください。さらに、本製品の市場の特色を記述してください。

※ICT・コンテンツ関連技術分野、試作関連技術分野については、今回の技術開発の成果を活用することで、最終的に市場に与える影響を極力数値で示すようにしてください。(例:成果活用による制作・製造コスト削減率や、作品への新たな付加価値付与によるシェア率アップの想定値など)

#### ⑥販売・普及のスキーム図

研究開発完了後に想定される製造・販売ルートを、仕入先・外注先・販売先・ユーザー企業と関連 させて、図示・説明してください。

また、説明には以下の点を必ず加えてください。

ア 製造・販売、各々の段階で、構成企業の各社がどのような役割を担うのか(想定で結構ですが、可能な限り詳細に記載願います。また、補助事業期間中のみ参画する企業がある場合でも、その後の関係について記述願います。) (説明例)

A社・・・(製造開始後)A社保有の特許をB社に譲渡 (販売開始後)当該技術に係るコンサルティングを必要に応じてB社に行う。

B社・・・(製造開始後)A社から特許を譲り受け、グループ外企業への外注により生産、C社から は部品供給契約締結 (販売開始後)B社製品として同社の販売ルート活用。C社とは部品の保守契約

C社・・・(製造開始後)B社とは部品の供給について契約予定 (販売開始後)B社とC社供給部品について1年間の保守契約予定

イ 構成企業間における成果配分についての基本的な考え方を記載してください。

ウ 販売の一部又は全部を構成企業で行わない場合は、他との協力関係を記述してください。

#### ⑦提案者間の協力関係

今回の研究開発について、以下の点について記述してください。

- ・研究開発に関してどのような役割を担うか(各社毎に記載)
- ・技術面等における、用いる強みやノウハウ等(各社毎に記載)
- ・主たる研究開発の場所(グループとして利用する共通拠点の有無や、各社の開発拠点) ※グループ構成員相互が地理的に著しく離れている場合には、具体的な連携方法を記載
- ・グループとして、これまでの共同研究契約や秘密保持に関する取り決めの有無・締結時期

⑧公的機関の他の委託、補助、助成制度等への類似プロジェクトの実施もしくは申請等の状況

応募プロジェクトと関連のある研究開発課題で、国、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体が行う事業で過去に実施済み(3年以内)、実施中もしくは申請中及び申請予定のプロジェクトがあれば、「研究開発テーマ名」「関係省庁等名」「事業名」「研究開発期間」「開発資金の額」「該当代表者」「本提案との相違点」を記入してください。

⑨専門用語の解説

今回の提案に際して使用した専門用語・略語について、個々に簡潔に(1件最大 300 字度) 解説してください。

#### ※グリーンイノベーション実用化枠のみ

#### 【様式3補足資料】実証実験内容説明書 2枚以内で記載願います。

① 実証実験の経過有無

A:新規実証実験 B:既存実験の拡充 C:既存実験の継続 ※いずれかを〇

まえて今回に至る」などの開発経緯を記載願います。

Bの場合は、現在実施中の実証実験に加味される新たな要素(概略)を記載願います。

#### ②実証実験の場所

- (1) 住所等の所在地情報、占有者、管理者、所有者 府外で実証実験をしなければならない場合はその理由も記載願います。
- (2) 現在の状態、利用状況 自社屋として利用、複合商業施設として利用など
- (3) 実証実験に必要な関係者の同意状況や見通し 地域の企業、大学など実証参加者への説明、実証実験の場となる管理者等の同意の状況・見通 し、市町村や第三セクターの関与有無などを記載願います。

#### ③実証実験の内容

- (1) 実証実験が製品開発上不可欠な理由
- (2) 実験の範囲と今回開発する製品化対象がどの部分に該当するのか

①廃棄物処理→②熱エネルギー→③蒸気エンジン利用→④発電機 実証実験は①から④のトータルで行い、開発対象は①②として製品化

- (3) 電気エネルギー使用量・経費の削減や負荷平準化など、創エネ・省エネ効果の目標値 ※これらの達成に必要な個々の技術目標値は【様式3】③に記載 モデルとしての想定導入例等、前提条件も明記してください。
- (4) データ収集の目的・内容、検証方法、評価の結果どのような結論を期待しているのか。

各記載項目が【様式3】③等と重複する場合は、『【様式3】③に記載』と明記してください。

#### ④実証実験に必要な法手続の有無と着手状況

・直接的な行政官庁の手続きに限らず、電力会社との系統連携協議なども必要な場合は記載願いま す。(また、実験段階のみならず、事業化に当たって規制や制度があれば記載) ※協議が未着手の場合、要否や協議開始から完了までのスケジュール上の見通しを記載

#### ⑤実証実験のスケジュール

〇年〇月~〇年〇月のみ記載

※【様式4】では、サブテーマ毎の開発スケジュールと実証実験のスケジュールとの関係がわかり やすいように記載願います。

#### 【様式4】 【様式4】全体で2枚以内としてください。

## 事 業 計 画

%サブテーマ数や企業数に応じて行を追加願います。また、B コース (1 年間)の場合は 2 6 年度 の列を削除し、適宜整形願います。

(単位:千円)

						(-1-	L: 1 h)
年度別		2 4 年度		2 5 年度			年度 (終了年度)
サブテーマ名	企業名	上期	下期	上期	下期	上期	下期
〇〇の開発	<b>株式会社</b> 〇〇〇〇 事業費: (税込)	ı	〇〇部の設計	〇〇の開発	〇〇の検証	〇〇の組立	-
	技術目標値	-	可能な限	り、数値で	記載願います	•	-
事業費:	OOOO <b>株式会社</b> 事業費: (税込)	-	○○の部品の 設計	〇〇の実験	〇〇の検証	○○の部品 の組立	-
(税込)	技術目標値	ı					1
			必要な法令手組 に適宜行を追加				-
事業費: (税込)	技術目標値						-
		-					-
事業費: (税込)	技術目標値	-					_

#### 【様式5】 【様式5】全体で1枚としてください。

## 販 売 計 画

※Bコース(1年間)の場合は29年度の列を削除し、適宜整形願います。

項目	24 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
製品等の販売 想定推移 (A)			想定価格×販	<i>京売想定数量=売</i>	是上想定金額(A	
グループ全体 の販売想定額 の合算 (百万円)	品・サー	計画 する製 - ビスが複数 - は適宜、行 います。				
製品・サービスの売上に関連した予想される市場規模の想定推移 (B)	Z ZANADA					
市場における シェアの想定 推移 (C) (%)	_		(C) = (A)	) / (B) とな	っていることを	確認

#### 【様式6-1】※Bコース(1年間)の場合は26年度の列を削除し整形願います。

## 提案総額内訳表[総括表]

(単位:千円) <費目別総括>

項目	2 4 年度	25年度	26年度	総額
(支援対象経費: <u>消費税抜</u> )				
① 材料費・消耗品費				
② 設備費				
③ 直接人件費 (役員、研究補助員、臨時雇用者 を除く)				
④ 外注費				
⑤ その他直接経費				
小計(税抜)				
税込合計額(A)				
(支援対象外経費:消費税込)				
⑥ 旅費及び交通費				
⑦ その他人件費				
⑧ その他間接経費				
税込合計額(B)				
総合計 (A+B)				

#### <構成企業別総括>

(単位:千円) 2 4 年度 25年度 26年度 総額 項目 事業費総額(税込) 支援対象額(税抜) 代表企業名 支援希望額 (税抜) 事業費総額(税込) 企業名 支援対象額(税抜) 支援希望額 (税抜) 事業費総額(税込) 企業名 支援対象額(税抜) 支援希望額 (税抜)

<sup>※</sup>補助金交付対象外の構成企業については、「支援希望額(税抜)」欄は『0』と記載ください。

#### 【様式6-2】 ※グループの構成企業毎に作成願います。

※Bコース(1年間)の場合は26年度の列を削除し適宜整形願います。 ※補助金交付対象外の構成企業についても、記載願います。

## 提案総額内訳表[構成企業毎](○○工業(株))

(単位:千円)

項目	2 4 年度	2 5 年度	26年度	総額
(支援対象経費: <u>消費税抜</u> )				
<ol> <li>材料費・消耗品費</li> </ol>				
② 設備費				
③ 直接人件費 (役員、研究補助員、臨時雇用者 を除く)				
④ 外注費				
⑤ その他直接経費				
小計(税抜)				
消費税込合計額(A)				
(支援対象外経費:消費税込)				
⑥ 旅費及び交通費				
⑦ その他人件費				
⑧ その他間接経費				
税込合計額(B)				
総合計 (A+B)				

1点1000万円以上の設備調達(市販品購入だけではなく、自社や外注による改造・組立により、同程度の資産価値のある機械装置・実験用プラント等を構築する場合も含む)がある場合は、

- ①設備の名称(メーカー名、型番も想定するものがあれば記載)
- ②使用目的や当該技術開発で購入が不可欠な理由
- ③所要経費見込額
- 4)予定設置場所
- ⑤グループの中で調達の主体となる企業と当該設備を利用する企業 を記載し、添付資料として添付してください(様式自由)

#### 【様式7】

## プロジェクトリーダー・サブリーダー 経歴書

氏名	<u>z</u>				
① 所加	属・役職名				
② 経	② 経歴(年数がわかるように記載してください)				
	他機関との	プロジェクト経歴 (3件以内) ※1社単独開発 共同研究プロジェクトの経験がある場合は優々			
(10) (1	(4)	プロジェクト名	連携先		
・・・・・の研究		の研究	固有名詞ではなく、「他の企業 2社」「〇〇大学」等を記載		
*****の技術開発		の技術開発			
④ 当	亥技術開発⊄	)リーダーとしての適格な理由(事業化に対し	ての経験等)		
⑤ 現在 (記入化		しが発明者となっている特許リスト (3件以内	1)		
	登録番号	名 称	提案テーマ関連		
**	*	*** <b>装置</b>			
• •	•	・・・・の方法	0		
注)	当該プロジ	」 エクトに関する場合は○を記載(【様式9】と	 の整合性に注意願います。)		

注) プロジェクトリーダー、サブリーダー各々について作成してください。

【様式8】

## 構 成 メ ン バ ー 一 覧 表 ※【様式1】に「提案者」として記載した企業についてのみ記載すること

研究員氏名	所 属	役 割 分 担	関与時間/週
(株)〇〇工業 (補助対象) 〇〇 〇〇	研究開発部	プロジェクトリーダー	
(補助対象外) 00 00	~~~部	0000の開発	
△△電機(株) (補助対象) △△ △△	生産グループ	サブリーダー	
(補助対象外) △△ △△	生産グループ	<i>○○○○の開発</i>	

#### 【様式9】

## 特許リスト

事業化に必要な出願済及び出願準備中の特許等(グループ構成企業に係る分に限る)を記入ください。

整理番号	発明の名称	出願番号 (出願年月日)	出願人	発明者	登録番号	備考
1						
2						
3						

- 注) 3件以上は記載しないこと。
- 注) 上記記載の特許等の出願書類の写しを最大3件、添付資料として提出願います。

なお、出願準備中の特許等については出願書類を添付する必要はありません。

#### 【様式10】 本様式は添付資料扱いとして各企業が個々に提出することも可能です。

## 提案企業の概要 (構成企業毎)

企業名	OOOO株式会社 (京都工場)
住所	(府外企業で府内に拠点のある場合は、当該拠点名も併せて記入)  〒本社住所を記入 (府外企業で府内に拠点のある場合は、当該住所も併せて記入)  ○○県○○市○○3−1 (京都工場:京都府△△市△△12−3)
電話番号	( ) — FAX 番号 ( ) —
代 表 者 名	
設立	(西暦) 年 月 日
資本金	(万円)
従業員	(人)
ホームページ	http://
技術分野	
主な営業品目	
企業の概要 "PR (200 字以内)	
	(技術名・製品名)
技術の強み、 技術を活かし た製品のPR (400 字以内)	

#### <財務状況>

(単位:百万円)

	1	/	1
① 売上高(当期収入合計額)			
② 経常利益 (当期収入合計額- 当期支出合計額)			
③ 当期利益			
<ul><li>④ 減価償却費</li></ul>			
⑤ 純資産の部合計 (正味財産の部合計)			
⑥ 研究開発費			
注) 直近3期分の数値	を記入してください。		

財務状況説明	

## 参考資料

以下はあくまでも例示であり、提案可能な技術・製品・システムを特定するものではありません。

- ①グリーンイノベーション実用化枠
- ②環境(一般)関連技術分野

ビジネス分野	技術・製品・システム
エンド・オブ・パイプ(公害対応)	大気汚染測定·防止、水質汚濁測定·防止、汚染土 壌計測装置·汚染土壌浄化、合併処理浄化槽
廃棄物の適正処理	廃棄物焼却場、中間処理施設及び最終処分場、 有害廃棄物処理
廃棄物の減量・有効利用(5RE)	Refine(分別・分解)、Reduce(減容・減量)、Reuse (再使用)、Recycle(再資源化)、Reconvert to Energy(燃料化)
エコ・マテリアル	生分解性樹脂、生分解性潤滑油、酸化チタン(光触媒)、水素貯蔵、非スズ系船底塗料、植物性インク
環境調和型施設(住宅)	環境共生住宅、高気密・高断熱の省エネ住宅、 屋上・壁面緑化、中水道、雨水利用
建築構造物の長寿命化、再利用 促進	改修·補修、不燃素材、古材活用
環境配慮型製品	エコ・プロダクツ、エコ・グッズ、自然素材を活かせる 伝統的なものづくり
新エネルギー	自然エネルギー(太陽光、風力等)、水素エネルギー、バイオマス、廃棄物エネルギー
省エネ&省資源エネルギー	低公害車、コージェネレーションシステム、ヒートポンプ、排熱・未利用エネルギー活用システム、節電機器
自然修復・復元	緑化・植林事業、ビオトープ、多自然型河川・自然共生型河川改修、土壌改良、農地改善、山里の回復、自然環境保全型農業

<sup>※</sup>上記のほか、ESCO事業者がサービス提供に用いる各種技術で、最終的に電気エネルギーの 創出・低減に寄与するものなど。

### ③ ライフサイエンス・ウエルネス関連技術分野

ビジネス分野	技術・製品・システム
ライフサイエンス関連	疾患の予防・健康管理、診断・計測、治療・再生・生体機能代替を可能とする等、医療の高度化に繋がる材料や機器の開発(ただし、動物専用医療機器は除く)
ウエルネス関連	〇健康創出・ヘルスケア・QOL(生活の質向上)に寄与する機器や機能性材料等の開発 〇心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある老人又は要介護者、心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具・補装具

#### ④ I C T・コンテンツ関連技術分野

ビジネス分野	技術・製品・システム
通信業、放送業、情報サービス業、情報通信関連製造業、情報通信関連製造業、情報通信関連サービス業、情報の生産、加工、蓄積、流通、供給を行う業並びにこれに必要な素材・機器の提供等を行う関連業	半導体、ストレージ・メモリ、コンピュータ、ネットワーク(高速化・大容量化、光ファイバー等の伝送路技術、伝送方式等)ユーザビリティ(表示デバイス技術等)及びソフトウェア
さまざまなメディア上で流通する、映像・音楽・ゲーム・図書など、動画・静止画・音声・文字・プログラムなどの表現要素によって構成される情報の内容によって対価を産み出す産業	コンテンツの制作、流通・管理、消費・受容する過程で用いられる 技術全般 (例) 著作権管理技術、ネットワーク技術、アーカイブ技術、DB技術、音 声合成・音声認識、圧縮技術、WEBテクノロジー、人工知能、個 人認証技術、ユーザーインタフェース技術、3DCG技術、立体映像 技術、検索技術、蓄積メディア技術、コンテンツ評価

## ⑤ 試作関連技術分野

本分野は特定の産業分野や要素技術の方向性を示すものではなく、新たな技術の導入に取り組むための試作品開発を通じて、具体的な製品化、サービス展開等を目指すものを対象とします。 また、既に基本的な機能を確認した1次試作品等が完成した段階以降の、最終的な製品化に向けた生産技術開発でも対象とします。

なお、新たな技術の導入とは以下に例示する内容を含みます。 (例)

- ・コストを低減 ・現在保有する技術の性能向上 ・新たな機能の付加・軽量化
- ・少量多品種の試作品開発を効率的に実施するための基盤技術の向上を目指すもの